

浦和区明るい選挙推進協議会規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、浦和区明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）といい、事務局は、浦和区選挙管理委員会内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、区民の主権意識・政治に対する意識の高揚をはかることにより、明るい選挙を実現し、民主政治の基盤を確立することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区民の主権者意識・政治に対する意識の高揚をはかるための調査研究および企画並びにその実施に関すること。
- (2) 明るい選挙推進について地域関係団体および機関との連携に関すること。
- (3) 明るい選挙推進について啓発・宣伝に関すること。
- (4) 浦和区選挙管理委員会およびさいたま市選挙管理委員会が行う各種事業への協力に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、区内の住民で協議会の目的に賛同し、かつ、積極的な活動を行うものとし、会員または、地域関係団体長の推薦により第15条第2項の地区会が推挙し、第10条第2号の運営委員会の議を経て会員になるものとする。

- 2 協議会の会員は、明るい選挙推進委員とする。
- 3 明るい選挙推進委員は、常時話し合いの実施、その他、明るい選挙の推進に協力するものとする。
- 4 会員は、原則として第15条の地区において活動する。
- 5 会員は、会費を平等に負担し、既に納入した会費は活動費として使用し、いかなる場合もこれを返還しない。
- 6 協議会を退会する者は、一ヶ月前に退会届を地区代表を経由し、会長宛提出することとする。
- 7 会員は、公職選挙法に基づく公職に立候補したとき、選挙運動や政治活動に参加するとき、または別に定める規定に該当するときは退会するものとする。

第5条 運営委員は、第15条第2項の地区会から選出された者をもって充てるものとする。

第2章 役員等

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名
- (5) 地区代表 5名
- (6) 専門部長 3名
- (7) 書記 若干名

2 前項の会長、副会長、会計、監事、書記は、会員の中から運営委員会で選出し、総会において承認を受けるものとする。

3 監事は、運営委員以外の会員の中から選出する。

4 役員に欠員が生じた場合、会長は運営委員会の議を経て後任を補充することができる。

5 明るい選挙推進委員以外のものは、役員となることができない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

3 運営委員は、それぞれの所管に属する事項を処理する。

4 会計は、協議会の会計を掌理する。

5 監事は、協議会の会計および業務の状況を監査し、総会に報告する。

6 書記は、総会、運営委員会、地区代表会の記録を作成する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし役員は、任期終了後も次期役員が選任されるまでその職務を行う。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 協議会に相談役を置くことができる。

2 前項の相談役は、会長が運営委員会の議を経て、委嘱するものとする。

第 3 章 機 関

(機関)

第 1 0 条 協議会に次の機関を設ける。

- (1) 総 会
- (2) 運営委員会
- (3) 専門部
- (4) 地区会

(総会)

第 1 1 条 総会は、議決機関で全会員をもって構成し、次の権限をもつ。

- (1) 役員の選任に関すること。
- (2) 規約の制定および改廃に関すること。
- (3) 予算を決定すること。
- (4) 決算を認定すること。
- (5) 事業計画及び事業報告に関すること。

2 総会は、毎年 1 回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。議長は、役員から選出する。

3 総会は、会員の過半数以上の出席により成立する。ただし、委任状の提出を持って出席と認める。

(運営委員会)

第 1 2 条 運営委員会は、会長、副会長、会計、地区代表、専門部長、書記で構成し、20 名以内とする。

2 運営委員会は会長が必要と認めたときに召集し、会議の議長となる。

3 運営委員会は、運営委員の過半数以上の出席により成立する。

4 運営委員会は、第 3 条各号および次の所管事業を審議し、決定する。

- (1) 第 4 条第 1 項の会員の決定
- (2) 総会提出議案の作成および次の所管事業を審議し、決定する。
- (3) 専門部および地区の連絡調整
- (4) 浦和区選挙管理委員会との連絡調整
- (5) その他協議会の運営について必要な事項

5 運営委員会は、必要に応じて執行部会、地区代表会を設けることができる。

(1) 執行部会は、会長、副会長、会計で構成し、必要に応じて会長が招集し、内外の議案を審議し、会務の推進に当たる。

(2) 地区代表会は、会長、副会長、会計、地区代表、書記で構成し、必要に応じて会長が招集し、地区の円満な運営をはかるための意見交換並びに地区に必要な事項を審議する。

(専門部)

第13条 協議会に第3条の事業推進のため専門部を置き、原則として第5条の運営委員をもって構成し、いずれかの専門部に所属する。

(1) 総務部

(2) 広報部

(3) 研修部

2 各専門部の所管事項は会長が別に定める。

3 第1項の専門部に部長を置く。

4 専門部長の選出方法は、それぞれ部員の互選により選出する。

5 専門部は、必要に応じて部長が招集し、その議長となる。

(会議の議決)

第14条 会議の議決は、すべて構成員の過半数以上をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 地 区

(地区の設定)

第15条 協議会の運動を有機的、効率的に推進するため、区内に次の地区を設定する。

(1) 中央地区

(2) 常盤地区

(3) 本太地区

(4) 北浦和・針ヶ谷地区

(5) 木崎地区

2 各地区は、それぞれの地区に属する会員をもって地区会を構成する。

第16条 地区会に次の機関を置く。

(1) 地区定例会

第17条 地区会に次の役員を置く。

(1) 代 表

(2) 副代表

(3) 会 計

(4) 監 事

2 前項各号の役員（役員に欠員を生じた場合も含む）は、会員の互選により選出する。

3 前項により役員が選出された場合、直ちに会長に報告しなければならない。

(地区役員の職務)

第18条 代表は、地区会を代表し、地区会の事務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、地区会の経費の管理および地区の予算・決算を担当する。

4 監事は、地区の会計および業務の状況を監査し、地区会に報告する。

(地区定例会)

第 19 条 会員間の連絡をはかるため地区定例会を置き、原則として隔月 1 回代表が召集し、その議長となる。

(地区事務局)

第 20 条 地区会の事務を処理するために各地区会に事務局を置く。

2 事務局は、書記若干名をもって構成し、会員の中から代表が任命する。

第 5 章 会 計

(経費)

第 21 条 協議会(「地区会を含む」以下同じ)の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費の額及び納期については、毎会計年度末に開かれる運営委員会において次年度分を審議し、総会において承認を受けるものとする。

(会計年度)

第 22 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日をもって終わる。

(会計監査)

第 23 条 監事は、毎年 1 回以上協議会の会計および運営状況を監査し、意見を付して総会に報告しなければならない。

第 6 章 補 則

(規約の改正)

第 24 条 この規約は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。

(諸規定)

第 25 条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、運営委員会の議を経て内規として別に定めることができる。

附 則

1 この規約は、平成 16 年 3 月 30 日から施行する。

2 平成 18 年 5 月 25 日施行の浦和区明るい選挙推進協議会規約は廃止する。

附 則

1 この規約は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。

浦和区明るい選挙推進協議会組織図

